

## ＜制度改正のお知らせ＞

### 食費・居住費の負担軽減（介護保険負担限度額認定）の 内容が一部変更されます

#### ①令和3年8月から預貯金等資産要件の上限額が変わります

令和3年7月まで、資産要件は単身1,000万円以下（夫婦2,000万円以下）でしたが、令和3年8月からは、第3段階が①と②に細分化され、各段階ごとに異なる資産要件が設定されます。

例えば、現在、第2段階または第3段階で認定を受けている預貯金等の資産額が**700万円**の単身の方の場合、**令和3年8月からは資産要件を満たさなくなり、認定を受けられなくなります。**

利用者負担段階	対象者	預貯金等資産要件	
		令和3年7月まで	令和3年8月から
第1段階	・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護受給者	単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下	単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下
第2段階	・世帯全員※が住民税非課税で、前年の合計所得金額*と年金収入額（課税年金＋非課税年金）の合計が年間で80万円以下の方		単身 <b>650万円</b> 以下 夫婦 <b>1,650万円</b> 以下
第3段階①	・世帯全員※が住民税非課税で、前年の合計所得金額*と年金収入額（課税年金＋非課税年金）の合計が年間で <b>80万円超120万円</b> 以下の方		単身 <b>550万円</b> 以下 夫婦 <b>1,550万円</b> 以下
第3段階②	・世帯全員※が住民税非課税で、前年の合計所得金額*と年金収入額（課税年金＋非課税年金）の合計が年間で <b>120万円超</b> の方		単身 <b>500万円</b> 以下 夫婦 <b>1,500万円</b> 以下

※世帯分離している配偶者も含みます。

\*合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、所得金額調整控除適用前の給与所得から最大10万円を控除した後の金額

#### ②令和3年8月から食費の負担上限額が変わります

令和3年8月から、第1段階以外は、施設利用と短期入所（ショートステイ）利用で、異なった食費の負担上限額となります。

利用者負担段階	居住費（滞在費）	食費		
		令和3年7月まで	令和3年8月から	
		施設・短期入所	施設	短期入所
第1段階	変更なし	300円	300円	300円
第2段階		390円	390円	<b>600円</b>
第3段階①		650円	650円	<b>1,000円</b>
第3段階②			<b>1,360円</b>	<b>1,300円</b>

●介護保険負担限度額認定証をお持ちの方に対する年度更新のお知らせは、令和3年6月中旬に発送する予定です。

＜裏面あり＞

## 預貯金等資産要件の引き下げによる具体的な影響例 (令和3年8月から適用)

### <単身世帯の場合>

- 世帯全員が住民税非課税で、  
前年の合計所得金額と年金収入額(課税年金+非課税年金)の合計が年間で80万円以下の方



令和3年7月まで

第2段階で認定

令和3年8月から

資産額が650万円を超えるため  
認定は受けられません。

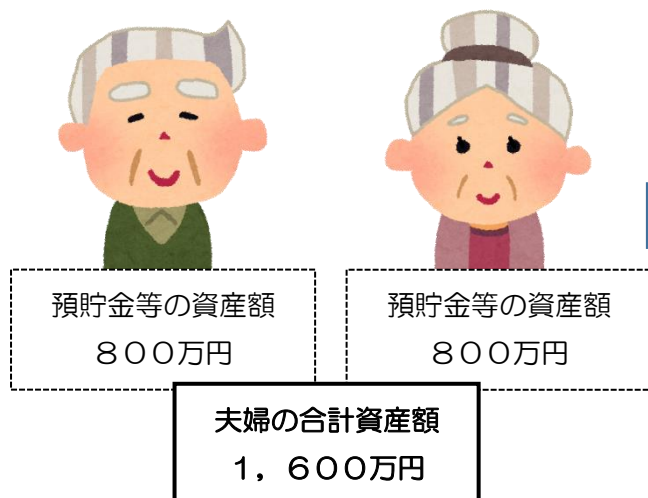
(食費・居住費は軽減されません)

### <夫婦の場合>

- 世帯全員が住民税非課税で、  
夫の前年の合計所得金額と年金収入額(課税年金+非課税年金)の合計が年間で80万円超  
妻の前年の合計所得金額と年金収入額(課税年金+非課税年金)の合計が年間で80万円以下

夫

妻



令和3年7月まで

夫 → 第3段階で認定

妻 → 第2段階で認定

令和3年8月から

夫 → 合計資産額が  
1,550万円を超えているため  
認定は受けられません  
(食費・居住費は軽減されません)

妻 → 第2段階で認定  
(合計資産額が1,650万円を  
超えていないため)